

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年12月18日(月) 議場
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説明員 島田虎往総務部長 岡本貢生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 石原博行環境建設部長
東健治総務課長 関浩樹行政管理課長 福本敬夫財政課長 伊吹美智子税務課長
伊吹美智子収納課長 小川修危機管理課長 酒井繁輝社会福祉課長 野木一伸高齢者福祉課長
清水めぐみ高齢者福祉課主幹 近藤淳児童福祉課長 出口聡市民生活課長 伊吹讓基保健医療課長
田部伸宏企画課長 中村雅文自治定住課長 黒木和彦農業振興課長 松永幹司林業振興課長
堀井慎一郎商工観光課長 杉谷美和紀建設課長 平岡靖之災害復旧課長 日野原祥二環境政策課長
久保隆治都市整備課長 信清裕司地籍用地課長 信清裕司下水道課長 掛札靖彦総領支所長
荘川隆則教育部長 毛利久子教育総務課長 高淵直哉教育指導課長 亀山慎也生涯学習課長
山下修総務課職員係長 高浦光司財政課財政係長 谷先辰也危機管理課危機管理係長
角田さおり社会福祉課障害者福祉係長 八谷徹志社会福祉課生活福祉係長 岡智美高齢者福祉課介護保険係長
近藤崇憲高齢者福祉課地域包括支援センター係長 森永智徳児童福祉課児童福祉係長
兒櫻由美子市民生活課戸籍住民係長 河野泰英保健医療課国保年金係長 安藤秀明企画課企画調整係長
松浦伸樹林業振興課林業振興係長 谷口浩二建設課管理係長 藤谷克信建設課土木係長
原田淳司環境政策課環境政策係長 三浦健司下水道課管理係長 清水龍次下水道課下水道係長 今西隆行総領支所地域振興室長
小林裕美教育総務課学校管理係長 八谷美幸生涯学習課生涯学習係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1名
8. 会議に付した事件
 - 1 付託議案
議案第144号 令和5年度庄原市一般会計補正予算(第7号)
議案第145号 令和5年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第146号 令和5年度庄原市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)
議案第147号 令和5年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第148号 令和5年度庄原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第149号 令和5年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第150号 令和5年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
議案第151号 令和5年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)

午前 10 時 0 分 開 議

○赤木忠徳委員長 予算決算常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は 19 名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議において、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しています。

1 付託議案

議案第 144 号 令和 5 年度庄原市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 145 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 146 号 令和 5 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）

議案第 147 号 令和 5 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 148 号 令和 5 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 149 号 令和 5 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 150 号 令和 5 年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 151 号 令和 5 年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 152 号 令和 5 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○令和 5 年度各会計補正予算の審査の方法についてお諮りいたします。本委員会への付託議案について、議案第 144 号、令和 5 年度庄原市一般会計補正予算第 7 号から議案第 152 号、令和 5 年度庄原市下水道事業会計補正予算第 2 号までを一括審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。日程については、配付資料のとおり予定をしています。まず、執行者から総括説明を求めます。総務部長。

○島田虎往総務部長 先週の金曜日、12 月 15 日の本会議において追加上程をした、議案第 144 号、令和 5 年度庄原市一般会計補正予算第 7 号を含む 9 会計の補正予算について、本日は、御審議をしてもらいますのでよろしく願いいたします。最初に、財政課から総括説明をいたします。続いて、企画課から国の臨時交付金を活用した経済対策の補正、次に、総務課から人件費補正について総括的な説明をいたしますのでよろしく願いいたします。その後、各部署から詳細についての説明を行います。

○赤木忠徳委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 補正予算の内容については、まず、国の重点支援地方交付金を活用した経済対策について、企画課から、資料 1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策についてにより増額補正にかかわる総括的な説明を行います。続いて、本補正予算案における職員人件費等の調整状況について、総務課から説明を行います。その後、各所管課から説明を行います。一部を除き、職員人件費の調整にかかわるものについては説明を省略いたします。また、説明の対象事業については、補正額が 100 万円を超える増額補正または 1,000 万円を超える減額補正の事業について、説明項目等一覧でお示ししている順に説明を行います。それでは、各所管課から順次説明いたします。

○赤木忠徳委員長 企画課長。

○田部伸宏企画課長 それでは、企画課から経済対策について説明いたします。御手元の資料1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策についてで説明いたします。それでは、資料に従いまして進めてまいります。まず、1. 趣旨ですが、先月11月2日に、国の、デフレ完全脱却のための総合経済対策が決定され、その裏づけとなる補正予算案が、同じく11月29日に可決成立したものです。この補正予算案において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する目的で、新たに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、以下、重点支援地方交付金と呼びますが、これが制度化され、その趣旨に基づき、このたび本市でも、12月補正において、市民生活の支援、市内事業者の経済活動の維持といったものを図るため、経済対策を実施するものです。2. 交付金の上限額をごらんください。本市においては、交付金総額で3億7,545万2,000円が示されたところですが、この交付金の内訳ですが、右側を見てもらって、まず、オレンジの網掛けのところ、低所得世帯支援枠分といたしまして、2億5,705万6,000円。推奨事業メニュー分、ブルーの網掛けですが、1億1,839万6,000円が示されたところですが、それぞれ趣旨があり、低所得者世帯支援分については、令和5年12月1日を基準日として、市内の非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円を支給する事業の財源とするものです。なお、今回、対象世帯数に0.8を乗じた金額が支援金分として示されており、残る2割部分については事業の最後の精算時に追加交付されることとなっています。推奨事業メニュー分については、本年度6月補正でもこうした事業を実施していますが、その趣旨を受け継ぎ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する生活への支援、事業者への支援の財源として示されたものです。続いて、3. 事業概要ですが、このたびの補正予算でメニュー化をした5つの事業について概略を説明いたします。なお、詳細については、この後の各課の説明のときに、合わせて詳しい説明をいたします。まず、(1) 低所得世帯支援枠分です。事業名は、低所得世帯臨時生活支援金事業で、先ほども言った住民税非課税世帯に対する1世帯当たり7万円の生活支援金の支給事業です。令和5年6月補正で予算化した3万円給付と合わせて、対象世帯に10万円の支援を行う形となっています。事業費については、事務費も合わせて、3億1,910万4,000円を見込んでいます。続いて、資料の2ページに移ってもらって、(2) 推奨事業メニューです。このたび、合計4つの事業メニューを提案しています。まず、1番、低所得世帯臨時生活支援金事業ということで、先ほどの、1世帯当たり7万円の給付事業に付随する事業です。基準日では対象世帯とならなかった世帯の方で、家計急変等により、令和5年度中に先ほどの7万円の支給世帯と同等の事情にあると認められる世帯に対し、拡大して支給するものです。事業費は105万円を見込んでいます。2番、介護・障害福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金事業です。先般、新聞報道もありましたが、来年度、介護報酬、障害福祉サービスへの報酬の改定が予定されています。それまでに、物価高騰、光熱費等の高騰により費用が増嵩している介護事業者、障害福祉サービス事業者に対し支援金を支給するものです。基本額と定員加算の2段階となっており、総事業費は2,316万3,000円を見込んでいます。続いて、3番、子育て世帯支援臨時給付金事業です。物価高騰等の影響を受ける子育て世帯への支援として、児童手当の支給対象となる児童及び高校生等を養育する保護者に対し、児童1人当たり1万円を支給するものです。総事業費は4,232万2,000円を見込んでいます。4番、配合飼料等高騰対策支援金事業です。配合飼料等の価格上昇に伴う農家負担額の増加分の一部を支援するものです。対象期間は令和5年度の1年分としており、総事業費は5,709万9,000円を見込んでいます。以上、推奨事業メニュー分は、

4事業合計で1億2,363万4,000円を見込んでいます。4.財源の表をごらんください。低所得者世帯への支援金事業分も合わせて、このたびの経済対策の事業費合計額は、最下段、4億4,273万8,000円。そのうち、国庫支出金3億7,545万2,000円を見込み、一般財源を6,729万6,000円としたものです。概略説明については以上です。

○赤木忠徳委員長 総務課長。

○東健治総務課長 それでは、総務課より、人件費補正予算について御説明いたします。令和5年人事院給与勧告に伴い、国家公務員の給与の改定状況を勘案する中で、12月15日開催の定例会において、一般職の給与並びに特別職、病院事業管理者及び市議会議員の期末手当支給割合を改定する条例改正を御議決賜りました。これに伴い、一般会計43事業、特別会計5事業における人件費等について補正予算をお願いするものです。なお、本来であれば、人件費補正については、12月定例会初日に御上程をしてもらうように議案を提出すべきところではありますが、人事院勧告を踏まえた事務処理に時間を要することとなり追加議案となったこととおわびいたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの総括説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。政野委員。

○政野太委員 先ほど企画課から説明があった経済対策についてお伺いします。低所得者であるとか、子育て支援であるとか、そういったところに重点を置かれたメニューになっているのですが、今までであれば、例えば、キャッシュレスのほうで経済対策として活用されていたと思います。今回、全部現金支給ということで、目的の中に市内事業者への経済活動の維持という意味もあると思うのですが、それについての考え方をどのように整理されてこの支給となったのか、キャッシュレスを御利用になられなかったのかという点を確認したいのですが。

○赤木忠徳委員長 企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えいたします。キャッシュレスについては、これまでも数度にわたり対策を実施しています。今回の対策については、まずは、さまざまな国や県の支援等もある中で、総合的に伺いますか、総合的に勘案をして、市による、さらなるそうした追加の支援が必要であろう事業を検討するように考えました。皆さん困っておられるのですけれども、例えば、市内の飲食店等ですと、コストの増嵩はあるにしても、価格転嫁が図られたり、そうした総合的な経済状況の中で、薄く広くというよりも、必要な支援を、絞ってというわけではありませんが、検討をしていこうという大きな流れの中で事業の取りまとめを進めていった状況です。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 4番の配合飼料高騰対策支援事業で、1つは国費で、県は、配合飼料を10月から12月はトン9,200円、1月から3月はトン8,700円出すことになっていますが、それとの関連はどのようなかということと、粗飼料に対する県の補正では、酪農だけで和牛は対象になっていないのですが、そういう意味では、配合飼料だけではなく、粗飼料への支援が必要なのではないかと。確かに、和牛の支援は、ブロック別の平均価格よりも下がった場合、その4分の3を補填するとのことですが、平均価格で売れても、今の飼料高とかいろいろなことで和牛農家も厳しいわけですから、粗飼料支援に和牛農家も含めるべきではないか。ですから、市独自で粗飼料への支援を考えるべきではなかったかと思いますが、お伺いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 まず、国、県関連の予算ですけれども、4月以降、今年度の動向を注視してきた中で、国については、昨年は臨時的な対応をされていましたが、今年度は、価格保障の制度の中で考え方を臨時的に少し改めて、補填額が出るような計算をされていることと、県も、年度当初は9月までとのことでしたが、12月まで延ばされて、今回また、今年度は3月まで補填するという全体的なところを踏まえ、農家の負担がきょねんに比べてどれくらいふえたかを勘案して今回の補填額を出したという経過です。それから、粗飼料については、後ほど説明いたしますが、市の対策としては、昨年度も、粗飼料も含めて支援をするという考えで行っていますので、粗飼料についても農家支援を行います。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 確かに、和牛の補填も、県が新たな補正予算を組んでいます。先ほど言いましたように、和牛農家、今も比婆牛を推進していますが、例えば、ブロック別の平均価格が60万円であれば、50万になったら、その差額の10万円の4分の3を補填するというので、これは確かに重要なのですが、それだけでは、今の飼料高騰とか、いろいろな燃料代高騰の中では対応ができないのではないかと思います。それから、配合飼料高騰対策については、配合飼料だけかと思いましたが、昨年6月補正と一緒に、配合飼料や粗飼料が対象ということで、これは1トン当たり5,000円ですが、どちらかを選ぶのか、その辺の支援の仕組みはどうなっているのかお伺いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 御質問にお答えいたします。子牛価格の話だと思います。そういった部分は、畜産だけではないのですが、畜産関係に対してはセーフティーネットがしっかりとしている中で、子牛価格については、国のもともとの保険制度があり、それが広島県においては発動することがなかったと。というのが、平均価格を基準額とするものですから、広島県でいうと、三次家畜市場で全体の子牛の競りが行われるのですが、その価格が、国が出している平均よりも低いという実態があり、今回、県は、国の制度に基づいた県独自の対応、保険制度に基づいた支援をするということで、市として、そこに加算をするという考えはありません。それから、配合飼料、粗飼料は、それぞれ計算をいたします。ただ、上限として200万円を設定しているのので、どちらも使われておられたら、合算で計算をすることとしています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 低所得世帯臨時生活支援金の事業の関係で、いろいろと、かなり報道されていますけれども、庄原市の場合、この7万円の支給をする基準として、令和5年度住民税非課税世帯。令和5年度住民税非課税世帯の中身は、今回新しいメニューがあるのか、それとも、地方税法で定められた範囲であるのか。その点について説明をしてください。

○赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えいたします。この7万円については、庄原市独自の考えはなく、国が定めたルールの中で支給をすることになっています。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 今回の支給対象の住民税非課税世帯で言うと、均等割と所得割のどちらか一方が非課税になっている家庭のみなのか、両方が非課税になるところが対象なのか、その基準はどうなので

すか。

○赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えいたします。両方とも非課税の方になります。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 均等割が非課税にならなかった場合、今回の7万円の支給を受けられないということですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えいたします。そのようになりますが、先般、12月14日に与党から令和6年度の税制改正大綱が示され、その中に、均等割のみかかっている世帯の方には国が追加の支援を行うことが示されているので、今回の7万円の対象にはなりません、別の制度でそうした支援が行われるものと想定しています。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 庄原市の場合、この7万円の支給を受けられる世帯の数はどれくらいあるのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えします。以前の補正予算等で同様の対象者に対して支援金を支給していますが、大体900世帯前後であったと記憶しています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 住民税非課税世帯については、今回3万円を交付するのは4,470世帯が対象となっています。

○赤木忠徳委員長 企画課長。

○田部伸宏企画課長 均等割のみかかっている世帯はそれくらいだということです。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 低所得者への7万円の給付。11月に市長に対して年内の給付開始を申し入れたところですが、現実にはどうなのですか。年内中の支給になるのか、それとも、年をまたいで早々の時期になるのか、その辺はどうですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 御質問にお答えします。この7万円の給付については、この予算の成立後すぐに、前回給付を受けられた方にお知らせの文書を出して、そのお知らせに異議申し立て期間を2週間ほど設け、受け取り拒否や変更等がなければ来年の1月中旬に支給するよう考えています。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 間に合わないということですよ。先ほど異議申し立てと言われましたが、現実には要りませんという方はおられるのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 御質問にお答えします。今回の3万円の給付も、受け取らないと言われた方はおられました。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。吉川委員。

○吉川遂也委員 この低所得者対策について、マイナンバーカードで口座のひも付けもいろいろとされていると思いますが、今回もこういったシステムを活用されないということでしょうか。

- 赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。
- 田部伸宏企画課長 御質問にお答えいたします。そういったシステムの活用は予定していません。
- 赤木忠徳委員長 吉川委員。
- 吉川遂也委員 マイナンバーカードのほうも、活用しないというか、しなくていいというか、マイナンバーカードの活用は今後もしばらくはしないということによろしいですか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。
- 田部伸宏企画課長 御質問にお答えいたします。今後については、国も積極的な活用なりを進めてくると思っていますので、本市についても、そうした場合が出てくるかと思えます。ただ、国民全体で見ますと、まだ76%くらいの取得率で、庄原市も73%くらいの取得率です。こうしたところを見ますと、任意ということもあって、まだ4分の1程度の方が持たれていませんので、全国的な展開をするには、もう少し浸透といいですか、取得率が上がってくることも必要なのかなと考えています。
- 赤木忠徳委員長 他にありませんか。福山委員。
- 福山権二委員 家計急変世帯という基準があるとの説明ですが、それは、申告により受け付けるということなのか、どうなのですか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。
- 酒井繁輝社会福祉課長 家計急変世帯については申告制となります。
- 赤木忠徳委員長 福山委員。
- 福山権二委員 そうなると、対象となる世帯が自分で考えて申告をするかどうかを検討する場合に、自分に申告する資格があるかどうかについて、どのように市民に周知をされますか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。
- 酒井繁輝社会福祉課長 家計急変世帯については、市のホームページ、広報等でお知らせをしますもので、そちらを見て自分が該当になるのかならないのかを社会福祉課へ問い合わせてもらおうという仕組みで進めていこうと思っています。
- 赤木忠徳委員長 福山委員。
- 福山権二委員 大体、市の広報の方法は、インターネットを見てくれ、広報紙を見てくれというのが中心ですよ。それで、インターネットでは、なかなか見られない市民がいるのではないかとということがよく出るのですが、新たにこういう給付金が出るというのは大事なことなので、そういうときにそれ以上の対策は検討されないのですか。例えば、どこでも自治会長会議はあるし、自治会長会議などで徹底してその文書を出すとか、重複になるかもしれないけれども、徹底して周知をする。だから、インターネット、それから、市民広報を読まない、あるいは、読めない、あまり生活の中に入り込んでない世帯については、極端に言いますが、それはその世帯の責任であって行政の責任ではないのだと。そういうふうに思われたいほうがいいのかと思うのですが、何か対策を考えておられますか。
- 赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。
- 酒井繁輝社会福祉課長 今のところ特別な対策は考えていません。こういった7万円の給付とかの制度があったときには、自分が対象ではないかということで問い合わせをしてこられる方が多いので、そのときに対応する方法しかないと思っています。
- 赤木忠徳委員長 福山委員。
- 福山権二委員 これ以上の周知方法は取らないと。それは、常日ごろの生活の中で行政との接点を持

たないのだから、そういう市民は仕方ないのだと、自業自得だと考えておられるということですね。

○赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 自業自得とは考えていません。そういった方は、自分が生活に苦しんでおられるということで必ず相談に来られますので、そういった相談の中で対応していきたいと思っています。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 こういう重要な政策を周知する任務として、民生委員はそういう力にはならないのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 民生委員もおられますが、民生委員も、全ての家庭を回られて家計の状態を把握されておられるわけではありませんので、民生委員に相談をされて、民生委員から相談があることもあります。社会福祉協議会に自立支援の関係で相談支援事業を委託しており、そちらからの情報も上がってくるので、漏れのないように。この方は苦しいのだけれども大丈夫だろうかという相談があるので、そういったことで対応していきたいと思っています。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 いわゆるネットを使った定期放送もされていますが、全市に対して定時的に情報を、告知放送があるではないですか。そういうものを使ってしないのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 こういう事業があるということは、1度は放送をしたいと思っています。住民税非課税世帯に給付金があります、家計急変について給付がありますという放送はしようと思っています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 住民税非課税世帯の子育て世帯に対しては、今回の支援事業だけではなく、庄原市としても、学費の補助や学用品の補助といったさまざまな支援策が用意されているかと思います。一方で、非課税枠を一步でも離れた途端にそれらの支援が受けられずに、逆に、非課税であったときよりもしんどくなってしまったというお声も伺っています。その、ぎりぎり非課税ではない世帯に対しての支援策を、今後、庄原市として何か考えられる思いがあるかどうかお伺いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えをいたします。その具体的な例が学校の関係とのことですが、それぞれ、就学支援であるとか、さまざまな、セーフティーネットとして機能しているものがあるかと思います。それは、制度として、どこかの時点で1つ線引きをしないといけないということはどの政策においてもあるかと思います。そうしたところで、実態に即した形での独自支援は検討をされることもあろうかと思いますが、今回の時点ではそこまでのものはありませんが、今後、状況に応じて、そうした声にしっかりと耳を傾けていきたいと考えています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。前田委員。

○前田智永委員 以前、学校給食費に対しての補助があったかと思いますが。高校についても、事業者の倒産などもあって影響がかなり大きく、マスコミも事件のように取り扱われました。保育所は無償化とかもあるのでなかなか難しいのかなと思うのですが、物価高騰で給食費がかなり厳しいのではない

のかなど。同様の条件ではないかと思うのですが、保育所に対して何か対応をされているのか、検討をされているのかお伺いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長 御質問にお答えします。保育所の給食費については、基本的に、3歳以上児については無償化を図っています。3歳未満児については、保育料の中に給食費、副食費部分が含まれているという考え方になってはいますが、基本的に、給食をつくる際によその規定が市の予算の中で食材料費として計上されているので、家庭に対して給食費が高いとか低いとか、そういった議論にはならないと考えています。

○赤木忠徳委員長 前田委員。

○前田智永委員 確かに家庭には関係のないところなのかもしれませんが、事業者に対して、指定管理でもあったりするので、保育所によっては、この規定の中でやってくださいというのは、もし物価高騰以前と変わらないようであればかなり苦しい状況だと思うのですが、そこは何か対応をされているのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長 指定管理についての御質問かと思えます。直営については、先ほど言ったとおり、市の直営予算の中で計上しています。指定管理についても、食材料費については指定管理料の中で積算をしており、最終的には3月に精算することとしています。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。企画課長。

○田部伸宏企画課長 私は、冒頭の資料の説明の際に、2ページ目の最後の表の一般財源の額を6,729万6,000円と発言をしたようですが、資料のとおり6,728万6,000円が正しい数字でした。修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。議案第144号、令和5年度庄原市一般会計補正予算第7号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務課長。

○東健治総務課長 それでは、総務部総務課所管の補正予算について御説明いたします。一般会計補正予算書の18、19ページをお開き願います。2款、1項、1目、03、総務一般管理事業については、3点あります。次ページの20、21ページをお開き願います。1点目は、フルタイムの会計年度任用職員3名の給料、通勤費である費用弁償を追加計上するものです。増額の理由といたしまして、新たな育児休業や業務量等を考慮する中で、必要と認められる部署に事務補助職員として任用する会計年度任用職員に要する経費、給料196万7,000円と通勤費25万3,000円を計上するとともに、令和5年人事院勧告等に伴う会計年度任用職員給与条例の改正による影響額を計上するものです。続いて、2点目といたしまして、12節、業務委託料について、今後の訴訟提起に備え、応訴対応をするために要する顧問弁護士事件取り扱い委託料といたしまして、必要額350万円の増額を計上するものです。3点目といたしまして、22節、国庫支出金等精算返納金4,377万2,000円の増額は、令和4年度の生活保護費国庫負担金確定に係る返還金1,118万2,000円、子ども・子育て支援交付金の国庫補助金確定に係る返還金645万5,000円など、合計36件の精算に係る返納金を見込み、必要額を計上するものです。続いて、22、23ページをお開きください。6目、財産管理費、02、庁舎管理事業について、14節、

工事請負費では、高野支所庁舎において9月に実施した電気工作物の年次点検により、引き込み高圧ケーブルの絶縁抵抗値が経年により低下し、今後、停電する恐れもあることから、ケーブルの敷設替えに要する経費303万円を計上するものです。総務課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。行政管理課長。

○関浩樹行政管理課長　　それでは、総務部行政管理課が所管する補正予算について御説明いたします。補正予算書の6ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の中段、2の変更欄です。記載のとおり、広報しょうばらの印刷製本に要する経費で、期間は令和6年度で変更はありませんが、限度額について、1,112万5,000円から1,154万7,000円に、42万2,000円増額するものです。理由については、当初予算編成時と比較し、物価高騰等により印刷単価が上昇していることから、限度額を増額するものです。以上が行政管理課が所管する補正予算の概要です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。財政課長。

○福本敬夫財政課長　　財政課所管の補正予算について御説明をいたします。補正予算書の68ページ、69ページをお開きください。最下段、12款、1項、公債費、1目、元金、01、元金の長期債繰上償還金については、県営都市計画道路整備事業が繰り越しとなったことにより、負担金として措置をしていた市債の一部を繰上償還する必要が生じたため、繰上償還金460万円を追加計上するものです。財政課の説明は以上です。御審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。税務課長。

○伊吹美智子税務課長　　一般会計補正予算書の22ページから25ページ、税務課、収納課が所管する補正予算の内容について御説明いたします。2款、総務費、2項、徴税費、2目、賦課徴収費の賦課徴収事業、22節、償還金、利子及び割引料のうち、税等過誤納金払戻金に223万4,000円を追加計上するもので、法人市民税及び固定資産税償却資産の申告による還付金の不足に伴うものです。法人市民税には、事業年度の期間が6カ月経過後、中間申告により納付し、確定申告時、中間納付額との差額分を納付、もしくは、還付する納付方法があります。中間納付と確定申告による納付の年度が異なる場合、歳入からではなく歳出予算における還付となり、歳出還付となるのは、主に事業年度が4月から9月に始まる法人が該当いたします。令和5年度における法人市民税の確定申告による還付額が10月末時点で当初予算を上回り、また、固定資産税においても償却資産の過年度分の修正申告による還付が生じており、既に修正申告等により還付が確定している額に今後の見込額を合わせて追加補正

をお願いするものです。補正内容の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。危機管理課長。

○小川修危機管理課長　　危機管理課所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書の54、55ページをお開きください。9款、1項、2目、非常備消防費、01、非常備消防事業については、庄原市消防団の活動に要する経費で、総額で120万円を増額するものです。増額の主なものは、可搬ポンプの修繕の増加などによる修繕料40万円の増額をはじめ、広島県消防ポンプ操法大会への団員の移動に要するバス借り上げの追加及び消防出初式に出席する団員の移動に要する貸し切りバスの料金改定に伴い、借り上げ料71万1,000円の増額です。この補正に応ずる財源は、一般財源を見込んでいます。続いて、3目、消防施設費、01、消防施設整備事業については、消防施設の整備に要する経費で、総額で114万7,000円を増額するものです。増額の内訳は、消火栓の新規設置工事において、不断水工法の追加や資材高騰などによるもの、また、布設替えにあわせて行う2カ所の設置工事における資材高騰などによる工事請負費59万7,000円の増額のほか、西城町三坂地域の既存消火栓において、経年劣化による複線の破損により使用できない状態となっていることから、早急に対応する必要があり、取り替え工事に要する経費55万円の増額をお願いするものです。この補正に応ずる財源は、消防債60万円を見込み、そのほかは一般財源を見込んでいます。続いて、繰越明許費です。補正予算書は5ページですが、別冊資料2で御説明いたします。別冊資料2、表の最下段、9款、1項、1目、常備消防費、01、消防組合事業費については、備北地区消防組合において、消防本部三次消防署新庁舎建設事業における基本実施設計業務に係る設計業者の選定方法を公募型プロポーザル方式により行ったことで、公募期間や業者提案、選定審査に時間を要し、年度内完了が困難となったことから、負担金1,804万3,000円を繰越明許費として計上しています。なお、この財源については、全て地域振興基金です。危機管理課所管の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長　　それでは、続いて、生活福祉部に関する補正予算の説明を行います。詳細は担当課長が説明いたします。

○赤木忠徳委員長　　社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長　　それでは、社会福祉課所管のものについて説明いたします。予算書の26ページをお開きください。3款、1項、社会福祉費のうち、1目、社会福祉総務費、15、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業、18節、負担金、補助及び交付金は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策として、令和5年度住民税均等割非課税世帯に一世帯当たり7万円の支援金を給付する事業で、3億2,015万4,000円を追加計上するものです。この財源については、国支出金の欄に2億5,806万1,000円を増額計上しています。

続いて、29 ページ、3 款、1 項、社会福祉費、3 目、障害者福祉費、01、障害者福祉一般管理事業、18 節、負担金補助金及び交付金は、報酬等が公的制度により決定される介護障害福祉サービス事業を運営する介護障害福祉サービス事業所運営法人は物価高騰に対する価格転換が困難なことから、事業運営に対する支援金を交付し、エネルギー及び物価の高騰に伴う負担を軽減することで本市の障害福祉サービス体制の維持継続を図ることを目的に補助するものです。補助金として、1 事業所当たり基本額 10 万円、加算額として、入所系の事業所に定員 1 名当たり 4,000 円、通所系の事業所に定員 1 名当たり 2,000 円を支給するもので、729 万 4,000 円を追加計上するものです。なお、この事業において、財源として重点支援地方交付金 698 万 5,000 円を計上しています。続いて、補正予算書の 28、29 ページをお開きください。3 款、1 項、社会福祉費、3 目、障害者福祉費のうち、02、自立支援事業、12 節、委託料について、令和 6 年度の障害福祉サービス料等の報酬改定に伴い、障害者自立支援給付金審査支払等システムにかかる環境セットアップソフト組み込み等、現行システムの改修が必要のため 121 万円を追加計上するものです。続いて、19 節、扶助費について、今年度の障害福祉サービス費等の執行見込みに基づき 1 億 1,560 万 1,000 円を追加計上するものです。内訳としては、障害福祉サービス費 9,760 万 7,000 円、療養介護医療費 152 万 6,000 円、障害児通所給付費 1,646 万 8,000 円となっています。扶助費の内訳として主なものは、居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援 B 型など、いずれも利用日数や支援区分の重度化などによるサービス費の増加によるものです。療養介護費及び障害児通所給付費の増加は、治療の内容や利用者の増によるものです。この財源については、国県支出金の欄に事業費の増分額の 4 分の 3 に当たる 8,730 万 4,000 円を増額計上しています。続いて、31 ページをお開きください。3 款、1 項、社会福祉費、3 目、障害者福祉費のうち、03、地域生活支援事業、19 節、扶助費について 195 万 9,000 円を追加計上するものです。内訳としては、移動支援事業、日中一時支援事業の給付費について、今年度の利用見込みに基づき 154 万 1,000 円を追加計上しています。この財源については、補助金の増額はなく、全額一般財源となります。続いて、補正予算書の 36 ページをお開きください。3 款、3 項、生活保護費、2 目、扶助費のうち、01、生活保護扶助事業、19 節、扶助費は、生活保護費のうち、主に令和 5 年 10 月の基準改定や生活保護世帯数の増に伴う生活扶助費、住宅扶助費等の増により執行見込額が当初予算額を超過する見込みであるため 2,240 万 2,000 円を追加計上するものです。この財源については、国支出金の欄に 1,349 万 8,000 円を増額計上しています。社会福祉課に係る補正予算の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 高齢者福祉課が所管する予算について説明いたします。補正予算書の 28、29 ページをお開きください。3 款、1 項、2 目、老人福祉費です。事業番号 01、老人福祉一般管理事業、18、負担金、補助及び交付金 1,586 万 4,000 円の追加については、資料 1 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策についてをごらんください。2 ページ、(2) 推奨事業メニュー、2 の介護事業者等物価高騰対策支援金事業として、報酬が公的制度により決定される介護サービス事業所等を運営する法人に対し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う負担増の一部を支援するものです。補助金として、1 事業所当たり基本額 10 万円、加算額として、入所系の事業所に定

員1名当たり4,000円、通所系の事業所に定員1名当たり2,000円を支給するもので、介護事業所関係分支援金として1,586万4,000円を追加計上するものです。なお、この事業において、財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,519万7,000円を計上しています。高齢者福祉課の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長　　それでは、児童福祉課所管の補正予算の説明を行います。補正予算書の32、33ページをお願いいたします。33ページの中段、3款、2項、2目、保育所費の説明欄、事業番号02、保育所管理運営事業です。01節、報酬から03節、職員手当等の人件費部分については、人事院勧告による給与改定ですので省略いたします。10節、需用費、06、修繕料では、緊急対応用の一般修繕として160万円を計上していましたが、現在捕捉をしている修繕要望に対し、予算額をほぼ使い切る見込みであり、今後、冬期を迎えるに当たり59万1,000円を追加計上したものです。続いて、17節、01、備品購入費です。山内保育所の食器を消毒保管するための消毒保管庫が経年劣化によりふぐあいを生じています。製造から30年が経過し、修繕ができない製品であり、現在、入念に洗浄をすることで対応していますが、食の安全を確保するため、完全に故障する前に購入をするもので、128万2,000円の増額をお願いするものです。人件費を除く保育所管理運営事業では187万3,000円の追加をお願いするもので、事業費全体では558万7,000円となります。続いて、35ページの中段、3款、2項、4目、児童措置費の説明欄、事業番号01、児童措置事業です。これは、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した経済対策として実施をするもので、子育て世帯支援臨時給付金事業に係る経費の追加をお願いするものです。この給付金事業は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として実施するもので、児童手当の本則給付対象となる児童及び高校生等を養育する保護者に対し支給することとしています。支給額は、児童1人当たり1万円です。事業の詳細については、資料の1をごらんください。資料1の2ページ、推奨事業メニューの3番です。子育て世帯支援臨時給付金事業で、支給対象児童は、令和5年12月支給分の児童手当の本則給付対象児童です。2点目として、平成17年4月2日から平成20年4月1日生まれまでの児童を対象といたします。これは、高校生を対象としたものです。3点目として、令和6年3月31日までに生まれた児童手当の本則給付対象児童で、これは、新生児です。迅速な給付を目指し、2月末の支給を目指して事業を実施してまいりたいと考えています。35ページに戻ってもらって、予算を説明いたします。01節、報酬、05、会計年度任用職員報酬パートタイムでは、給付金支給業務を行う会計年度任用職員報酬として54万2,000円、10節、需用費、01、消耗品費では、推奨通知用上質紙の経費として8万6,000円、11節、役務費、01、通信運搬費では、推奨通知支給決定通知に必要な経費として53万8,000円、04、手数料では、振込手数料3万6,000円を計上しています。18節、負担金、補助及び交付金、04、補助金一般では、1人当たり1万円の給付金で、対象児童を4,112人と見込み、4,112万円を追加計上しています。これらを合計し、児童措置事業全体では4,232万2,000円の追加をお願いするものです。この事業に係る財源としては、12、13ページ、15款、2項、1目、総務費国庫補助金の説明欄、30、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億7,545万2,000円のうち4,052万9,000円を充当することとしています。続い

て、34、35 ページをお願いいたします。35 ページの下段、3 款、2 項、5 目、子育て支援事業費の説明欄、事業番号 03、放課後児童健全育成事業です。10 節、需用費、05、光熱水費では、新築した庄原小学校放課後児童クラブや、事業場所を変更した口和放課後児童クラブなど、当初で十分な見込みができていない施設があったので、不足見込み分として 164 万 5,000 円を追加計上するものです。続いて、説明欄、事業番号 08、地域型保育事業です。37 ページをお願いいたします。18 節、負担金、補助及び交付金、01、負担金一般で、地域型保育事業に係る給付費負担金です。まず、タンネの森という保育所で、当初、入所児童を 19 人と見込んでおり、現在、見込みどおり 19 人となっていますが、4 月時点で入所児童が 15 人と、見込みを下回りました。光寿保育園では、入所児童を 3 人と見込んでいましたが、4 月時点で 4 人の入所があり、見込みを上回っています。ぼんぼこ山保育園では、当初、入所児童を 17 人と見込んでいましたが、今後、さらに 3 人の乳児が入所予定となっています。これらに伴う給付費負担金について、事業全体で 391 万 4,000 円の追加計上をお願いするものです。なお、このことに伴う歳入は、児童数保育料の影響を精査し、13 ページの、15 款、1 項、1 目、2 節、児童福祉費負担金、18、地域型保育給付費負担金 303 万 2,000 円を追加計上し、14、15 ページの、16 款、県支出金では、1 項、2 目、2 節、児童福祉費負担金、13、地域型保育給付費負担金 90 万 1,000 円を追加計上しています。続いて、37 ページの上段、説明欄事業番号 09、小奴可子ども園事業です。18 節、負担金補助及び交付金、01、負担金一般では、2 号、3 号認定、これは保育認定ですが、当初、保育認定をした 2 歳児までの入所児童を 19 人と見込んでいたところ、現在、11 人と見込みを下回っています。1 号認定、これは教育認定と言いますが、教育認定の中の施設給付費で認められている加算を年度当初より適用することにより、単価が増額となります。これらに伴い、施設型給付費負担金について、事業全体で 409 万 1,000 円の追加計上をお願いするものです。なお、このことに伴う歳入は、児童数保育料の影響を精査し、12、13 ページの、15 款、国庫支出金では、1 項、1 目、2 節、児童福祉費負担金、20、施設型給付費等負担金を 258 万 6,000 円の減額のうち、小奴可子ども園事業分として 5 万円を減額し、14、15 ページの、16 款、県支出金では、1 項、2 目、2 節、児童福祉費負担金、15、施設型給付費等負担金 164 万 8,000 円を追加計上しています。説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。市民生活課長。

○出口聡市民生活課長 市民生活課所管の補正予算については、24、25 ページをお開きください。2 款、3 項、1 目、戸籍住民基本台帳費、02、戸籍住民基本台帳事業について御説明いたします。事務委託料 1,431 万 2,000 円の増額は、令和 5 年 6 月に公布されたマイナンバー法等の一部改正に伴い、戸籍等の記載事項の氏名に振り仮名を追記する等の措置を講ずるため、まずは、マイナンバーカードの氏名等への振り仮名及びローマ字表記に係るシステムの整備として、現在使用している戸籍システムについて、戸籍の附票の氏名に振り仮名を、住基システムについて、住民票の氏名に振り仮名を追記するため、各システム改修に係る経費として 1,146 万 2,000 円を追加計上するものです。また、令和元年のデジタル手続法の施行に伴う国外転出用の符号生成や戸籍の附票の本人確認情報の登録等の業務を行うための経費として 285 万円を追加計上するものです。続いて、17、備品購入費 37 万円の増額

は、戸籍等が複数にわたる場合の加除防止のために使用している電動式契印機について、経年劣化に伴い、新たに2台を購入する経費として追加計上するものです。なお、財源といたしまして、戸籍の附票及び住民票への振り仮名記載に係る各システム改修に伴う経費について、国県支出金に国の社会不保障税番号制度システム整備費補助金として1,146万1,000円を増額計上しています。市民生活課所管の補正予算の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹謙基保健医療課長 保健医療課が所管する主な補正予算について御説明いたします。補正予算書の34、35ページをお開きください。中段です。3款、2項、4目、児童措置費、02、乳幼児等医療費公費負担事業については、給付見込みの増により846万4,000円を増額するものです。当該事業費増加分の財源として、未就学児の増加分に係る費用の2分の1を県補助金として81万4,000円を増額するものです。保健医療課関係の一般会計補正予算についての説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長 それでは、続いて、企画振興部が所管する補正予算について御説明いたします。詳細については、各担当課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 自治定住課長。

○中村雅文自治定住課長 それでは、自治定住課所管の補正予算案について御説明いたします。資料の22、23ページをお開きください。22ページ、2款、1項、7目、自治振興費です。23ページ、説明欄、04、自治振興センター等管理運営事業、10節、05、光熱水費では、比和自治振興センターの電気料金が当初の見込みを若干上回って推移しており、教育委員会所管の比和博物館との面積案分により52万7,000円の増額補正をお願いするものです。続いて、14節、工事請負費では、高自治振興センター大会議室にエアコンが3台ありますが、このうち2台が経年劣化により故障しており、部品の供給も難しいことから、本体の更新と関連工事に係る予算272万5,000円を補正するものです。また、備品購入費において、敷信自治振興センター和室、山内自治振興センター事務室のエアコンが各1台経年劣化により故障しています。これも、前と同じく部品供給が難しいことから、本体の更新に係る増額補正54万9,000円をお願いするものです。自治定住課関係分については以上です。よろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 それでは、農業振興課の補正予算の概要について御説明いたします。補正予算書の42、43ページをお開きください。6款、1項、4目、畜産振興費、01、畜産振興事業について

は、前段で説明のあった物価高騰の影響に対する経済対策として、畜産農家支援のための給付金に要する費用5,709万9,000円を追加計上するものです。内容については、先ほど企画課長が説明した、資料1、物価高騰対応の経済対策についてをごらんください。資料の2ページ、4の配合飼料等高騰対策支援金事業です。昨年度も、飼料価格の上昇に対し、市内の畜産経営体に支援を行ったところで、今年度も、価格安定制度や県の支援策の動向を注視してまいりましたが、今年度の対応について情報を得られたため、これらの支援策を勘案した後、さらに市の独自支援が必要と判断し、今回計上したものです。事業概要ですが、内容的には昨年度の支援策と同様で、対象期間を、今年度、令和5年4月から令和6年3月までといたしまして、配合飼料、粗飼料ともに1トン当たり5,000円の支援を行います。なお、上限額を、これらの合算で200万円といたします。予算は、和牛、乳牛、養豚、養鶏の約190経営体を対象に、昨年度の飼料の購入量を参考として計上しています。なお、この事業の財源といたしまして、国庫支出金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億7,545万2,000円を増額計上していますが、このうち5,468万円がこの事業の充当額となります。説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長 それでは、林業振興課所管の補正予算の概要について説明いたします。補正予算書の44、45ページをお開きください。下段の、6款、3項、2目、林業振興費の説明欄、05、有害鳥獣防除事業では、イノシシ等の捕獲頭数の増加が見込まれるため、有害鳥獣捕獲委託料602万2,000円を追加計上しています。財源は一般財源です。次に、同目説明欄、08、ひろしまの森づくり事業については、県からの補助金等の追加内示が示され、ひろしまの森づくり事業補助金については468万7,000円の増額となったことから、需用費2万2,000円、環境貢献林整備事業補助金466万5,000円、また、ひろしまの森づくり交付金が1万6,000円の増額となったことから、里山林整備事業補助金1万6,000円を増額し、負担金、補助及び交付金、05、補助金単独を合わせて470万3,000円を増額計上するものです。この財源については、県支出金であるひろしまの森づくり事業補助金、同交付金等を増額計上しています。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。商工観光課長。

○堀井慎一郎商工観光課長 商工観光課所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書の46、47ページをお開きください。7款、1項、3目、観光交流費です。16、総合交流拠点施設管理運営事業196万8,000円の増額については、食彩館しょうばらゆめさくらミート工房に設置しているプレハブ冷凍庫が、経年による故障により庫内温度が下がらない状態となっており、ユニットクーラー交換などに要する経費196万8,000円を追加計上するものです。続いて、補正予算書の6ページをお開きください。債務負担行為補正です。有限会社セルダムコーポレーションと協定する庄原市口和交流拠点施設の管理に要する経費、令和6年度から令和10年度の期間、協定に定める額を上限として債務負

担行為補正をお願いするものです。商工観光課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。ここで、説明員交代のためしばらくお待ちください。続いて説明
を求めます。環境建設部長。

○石原博行環境建設部長 環境建設部に関する補正予算説明を行います。詳細は担当課長が説明いたし
ますので、よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 令和5年度一般会計補正予算の建設課関係分について説明いたします。補正予
算書の48、49ページをお開きください。8款、2項、2目の道路維持修繕事業については、市道で支
障となっている立木の伐採や街路樹の剪定等に要する委託料319万3,000円、幹線市道の交差点付近
への路肩防草シートの設置工事451万6,000円を追加計上するものです。続いて、繰越明許費補正事
業について、予算書の5ページ、第2表で説明いたします。6款、3項、小規模崩壊地復旧事業です。
庄原市新庄地区の小規模崩壊地復旧事業の工事費を繰り越すもので、繰越額は1,910万2,000円です。
災害復旧を優先しているため、工事発注が遅れ、標準工期を確保するものです。次に、8款、2項、
道路新設改良事業単独です。庄原地区の市道宮内線ほか8路線の工事費1億5,020万円を繰り越すも
ので、災害復旧工事の影響によるものです。次に、地方創生道整備交付金事業は、西城地区の市道入
江的場線ほか1路線の工事費6,320万円を繰り越すもので、災害復旧工事の影響によるものです。次
に、社会資本総合整備交付金は、庄原地区の西新町板橋線の工事費を繰り越すもので、繰越額は3,010
万円です。先ほどの理由と同様に、災害復旧を優先しているため、工事発注が遅れ、標準工期を確保
するものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。環境政策課長。

○日野原祥二環境政策課長 環境政策課所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書の40、
41ページをお開きください。4款、2項、2目の03、東城ストックヤード施設管理運営事業、10節、
需用費、06、修繕料165万円の増額については、東城ストックヤード施設内で使用しているごみクレ
ーンの現場操作盤が経年劣化により故障したため修繕を行おうとするものです。説明は以上です。御
審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。都市整備課長。

○久保隆治都市整備課長 それでは、都市整備課から説明いたします。一般会計補正予算書第7号の50
ページから53ページをお願いいたします。53ページで、8款、5項、5目、03、東城中央運動公園

管理運営事業、06、修繕料 252 万 3,000 円は、施設内への電力を引き込むための引き込み用開閉器及び体育館内の避難誘導灯について、定期点検により不良箇所が指摘され、施設の安全確保のため早期に対応する必要があることから、修繕工事に係る経費を増額計上するものです。次に、8 款、6 項、1 目、02、住宅管理事業、06、修繕料 577 万 2,000 円は、住宅の給湯器などの経年劣化による修繕や、今後、冬期に向け発生する可能性がある通常修繕の不足額を見込み増額計上するものです。続いて、8 款、6 項、2 目、02、市民住宅整備事業、01、工事請負費 331 万円は、国の社会資本整備交付金が追加内示されたことに伴い、庄原地区の刈屋口公営住宅の整地、水道、下水道工事を実施するため、増額計上するものです。次に、繰越明許費について説明いたします。補正予算書の 5 ページ、第 2 表、繰越明許費です。別途添付している資料 2、繰越明許費補正事業一覧をごらんください。8 款、5 項、都市再生整備事業 6,000 万円の繰り越しは、庄原の西浦下線、通称文芸の小路の道路整備工事で、用地取得の協議に時間を要し工事の年度内完了が困難になったことから、工事に係る適正工期を確保するため、令和 6 年度に繰越事業を実施するもので、令和 6 年 8 月の完成を予定しています。次に、8 款、6 項、市営住宅整備事業の 4,440 万円の繰り越しは、先ほど説明しました庄原地区の刈谷口公営住宅の整地、水道、下水道工事に係る適正工期を確保するため、令和 6 年度に繰り越し、事業を実施するものです。令和 6 年 6 月の完成を予定しています。以上で都市整備課に関する 12 月補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。災害復旧課長。

○平岡靖之災害復旧課長 それでは、災害復旧課が所管する一般会計補正予算について御説明いたします。補正予算書の 66、67 ページをお開きください。下段、11 款、1 項、1 目、農地災害復旧費、01、現年農地災害復旧事業です。14 節、工事請負費 4,883 万 8,000 円の増額は、本年 5 月から 7 月の豪雨により被災した農地の復旧に要する費用で、国の補助金の配分見込みにより増額計上するものです。続いて、繰越明許費です。補正予算書の 5 ページについて、資料 2 で説明いたします。8 款、2 項、災害防除事業については、市道春田隠地線ほか 1 路線において、事業実施に当たり、地元調整等で不測の日数を要したため、年度内の事業完了ができない見込みにより、2 路線を合わせて 7,000 万円を繰り越すものです。災害復旧課の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育部長。

○荘川隆則教育部長 それでは、教育部に關係する予算説明を行います。詳細は担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 それでは、教育総務課が所管する補正予算について御説明いたします。補正予算書の 56、57 ページをお開きください。下段、10 款、2 項、小学校費、1 目、学校管理費、02、小学校事務局管理事業です。01、報酬及び、次の 58、59 ページ、03、職員手当等については、会計年度

任用職員に係る給与改定に伴う補正です。同じく 58、59 ページ、10、需用費、06、修繕費の 472 万 5,000 円の増額は、点検等において指摘を受けた設備の改修や経年劣化に伴う施設の修繕にかかる 9 件分、324 万 6,000 円を計上するほか、3 月までの突発的、緊急的な修繕に対応するための共通修繕費の不足分として 147 万 9,000 円を追加するものです。14 節、工事請負費 618 万 7,000 円の増額は、峰田小学校の体育館照明の LED 改修工事 418 万 7,000 円のほか、来年度新たに特別支援教室が必要となる学校について、当該教室への空調設置工事 181 万 8,000 円などです。17 節、備品購入費 39 万 1,000 円の増額は、特別支援教室の整備のためのパーテーション等の購入費です。以上、事業全体で 1,187 万 9,000 円を増額計上するものです。次に、10 款、3 項、中学校費、1 目、学校管理費、02、中学校事務局管理事業です。01 節、報酬及び、03 節、職員手当等については、会計年度任用職員に係る給与改定に伴う補正です。10 節、需用費、06、修繕料の 291 万 3,000 円の増額は、点検等において指摘を受けた設備の改修や経年劣化に伴う設備の修繕など 4 件分、173 万 6,000 円を計上するほか、3 月までの突発的、緊急的な修繕に対応するための共通修繕費の不足分として 117 万 7,000 円を追加するものです。14 節、工事請負費 16 万 2,000 円の増額は、高野中学校電気室への換気扇の設置工事を追加し、17 節、備品購入費 35 万 6,000 円の増額は、除湿機など施設管理用備品の購入費です。以上、事業全体では 360 万 4,000 円を増額計上するものです。次に、補正予算書の 60、61 ページをお開きください。10 款、4 項、1 目、幼稚園費、01、私立幼稚園支援事業です。18 節、01、負担金一般 509 万 8,000 円の増額は、私立幼稚園の運営費用等に係る施設型給付費等負担金について、庄原幼稚園の園児の増加により追加するものです。財源といたしまして、国県支出金に国の幼稚園費負担金 184 万 7,000 円と県の幼稚園費負担金 156 万 6,000 円を、また、基金繰入金として過疎地域持続的発展基金繰入金 11 万 8,000 円をそれぞれ増額計上しています。次に、66、67 ページをお開きください。10 款、6 項、保健体育費、3 目、学校給食費、02、学校給食事務局管理事業です。01 節、報酬及び、03 節、職員手当等については、会計年度任用職員に係る給与改定に伴う補正です。10 節、需用費、06、修繕料の 455 万 1,000 円の増額については、本年度実施した点検において早急に対応する必要がある設備や調理機器等の修繕料として 189 万 8,000 円を計上するほか、3 月までの突発的、緊急的な修繕に対応するための共通修繕費の不足分として 154 万 9,000 円を追加するものです。以上、事業全体では 473 万 4,000 円を追加するものです。以上、教育総務課が所管する補正予算の概要です。よろしくお願いたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育指導課長。

○高淵直哉教育指導課長 教育指導課所管の業務に係る、12 月補正予算に計上している内容について説明いたします。補正予算書の 58、59 ページをお開きください。10 款、教育費、2 項、小学校費、2 目、教育振興費をごらんください。小学校事務局教育振興事業についてです。10 節、需用費は、小学校教科用図書改訂に係る教師用指導書購入に要する経費です。学校では、教育の機会均等を確保し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、教科書を使用することが義務づけられています。そして、教科書は 4 年に 1 回改定されることとなっており、令和 6 年 4 月から小学校において、現在使用している教科書が改定されます。このことから、令和 6 年度以降、小学校で使用する教科書に対応した指

導を行うために必要となる教師用の指導書に要する経費として4,153万2,000円を追加計上するものです。続いて、19節、扶助費ですが、要保護・準要保護児童就学援助費の支給対象となる認定件数が当初予算の見込み数よりも増加したことにより、要保護・準要保護児童就学援助費として90万円を追加計上するものです。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。前田委員。

○前田智永委員 今説明された就学支援の増加ですが、何名分なのか教えてください。

○赤木忠徳委員長 答弁。教育指導課長。

○高淵直哉教育指導課長 13名分です。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生涯学習課長。

○亀山慎也生涯学習課長 それでは、生涯学習課が所管する補正予算について御説明いたします。補正予算書の64、65ページをお開きください。10款、5項、9目、社会教育費の時悠館運営管理費です。報酬、職員手当等では、人事院勧告に伴う給与改定分として、会計年度任用職員の報酬、期末手当39万5,000円を追加計上するものです。需用費光熱水費では、現予算では不足することから185万5,000円を追加計上するものです。修繕料では、消防設備点検において屋内消火栓設備の放水圧力不足が指摘され、消火ポンプの取り替えが必要となったことから、交換修繕費用として233万2,000円、同じく、事務室、研究室の照明全16台中11台が不点灯となっており、対応する安定器の製造中止に伴い、LEDへの交換費用として52万円、備品購入費では、エレベーターホールのエアコンが経年劣化により故障したことから、購入費用として36万2,000円を追加計上するものです。時悠館管理運営費全体では546万4,000円を増額計上するものです。次に、66、67ページをお開きください。10款、6項、5目、保健体育費の社会体育施設管理事業です。需用費光熱水費については、現予算では不足することから、庄原、東城地域の学校体育施設分として70万3,000円を追加計上するものです。修繕料では、西城体育館内を2面に仕切る防球ネットの操作ロープが摩耗により擦り切れる寸前となっていることから、取り替え修繕費用として22万7,000円、同じく、比和総合運動公園野球場の1塁から3塁ベースの劣化、固定金具の腐食等により利用者がけがをする危険性があることから、修繕交換費用として26万4,000円を追加計上するものです。委託料では、比和総合運動公園敷地内に倒木の危険性のある立木を発見したため、伐採撤去費用として32万9,000円を追加計上するものです。社会体育施設事業全体では152万3,000円を増額計上するものです。6ページにお戻りください。債務負担行為補正ですが、有限会社道後山高原サービスと協定する庄原市西城運動公園道後山高原クロカンパークの管理に要する経費といたしまして、期間は令和6年度から令和10年度、限度額は協定に定める額としています。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 光熱水費の高騰分ですが、これは何月から何月分までになっているか教えてください。

○赤木忠徳委員長 答弁。生涯学習課長。

○亀山慎也生涯学習課長　　これは、今後、3月までの電気料になります。当初予算において高騰分を十分に組んでいなかったことから補正をするものです。

○赤木忠徳委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認めます。続いて、議案第145号、令和5年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長　　続いて、議案第145号、令和5年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。補正予算書の10、11ページをお開きください。給与条例の改正による職員人件費の整理に伴い、1款、1項、1目、一般管理費、01、職員人件費81万5,000円、02、一般管理事業7万7,000円及び、5款、3項、1目、健康増進事業、01、職員人件費7万8,000円、めくってもらい、02、しあわせストーリー推進事業7万7,000円を増額するものです。中段、8款、1項、10目、その他償還金、01、その他償還金については、令和4年度の保険給付費等交付金に係る精算返納金として779万5,000円を増額するものです。下段、3項、3目、直診勘定繰出金、01、直診勘定繰出金については、総領診療所の職員人件費の整理に伴い76万9,000円を減額するものです。なお、ただいま御説明した1款から8款までの歳出予算の増額に対応するため、歳入の保険税繰入金、繰越金について、それぞれ財源の整理を行っています。国民健康保険特別会計補正予算の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認めます。続いて、議案第146号、令和5年度庄原市国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○掛札靖彦総領支所長　　続いて、議案第146号、庄原市国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第1号の概要について説明いたします。補正予算書の10、11ページをお開きください。歳出について、1款、1項、1目、01、職員人件費の説明欄、02、給料5万5,000円の増額は、人事院勧告による職員給料の増額改定分を追加計上するものです。同じく説明欄、03、職員手当等74万1,000円の減額は、本年4月から採用している職員の勤務条件に基づき、当初予算で見込んでいた金額との差額について調整するものです。次に、説明欄、04、共済費9万6,000円の減額は、職員給料と職員手当等の増減整理に伴う減額です。また、02、一般管理事業の説明欄、01、報酬7万8,000円の増額と、03、職員手当等1万8,000円の増額は、会計年度任用職員の報酬及び期末手当について人事院勧告に基づく増額改定分を追加計上するものです。庄原市国民健康保険特別会計直診勘定の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認めます。続いて、議案第147号、令和5年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹讓基保健医療課長　　続いて、議案第147号、令和5年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算

第1号について御説明いたします。補正予算書の10、11ページをお開きください。1款、1項、1目、一般管理費34万4,000円の増額は、給与条例の改正による職員人件費の整理によるものです。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金17万5,000円の増額は、広域連合に納付する人件費相当の事務費負担金を増額するものです。歳出予算の補正にあわせ、歳入予算の繰入金、繰越金、諸収入についても財源の整理を行っています。後期高齢者医療特別会計の補正予算についての説明は以上です。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認めます。続いて、議案第148号、令和5年度庄原市介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長　　議案第148号、令和5年度庄原市介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開きください。事項別明細書により、歳出から主な内容を説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費については、給与条例の改正による職員人件費の増などにより173万7,000円を増額するものです。3項、介護認定審査会費については、会計年度任用職員の人件費の増により22万6,000円を増額するものです。続いて、中段、2款、保険給付費です。1項、介護サービス等諸費から14、15ページの、6項、介護予防サービス等諸費までは、介護サービスに係る保険給付費の見込みにより追加または減額するものです。ここでは、目の中で500万円以上の増減のある給付費について御説明いたします。また、説明欄中の財源振替の事業については、歳入の補正にあわせ、歳出の特定財源の充当割合を振り替えたものであり、歳出額に変更がないことから説明を省略いたします。12、13ページに戻って、1項、介護サービス等諸費、4目、地域密着型サービス給付費については、小規模多機能型居宅介護などの減により700万円の減額、14、15ページ上段にかけての、5項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス費については、執行見込みにより799万3,000円の減額を行うものです。14、15ページ、6項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費については、予防通所リハビリなどの増により1,383万2,000円を増額するものです。中段、3款、地域支援事業費、1項、介護予防・生活支援サービス事業費です。3目、介護予防・生活支援サービス事業費（訪問型）及び、4目、同事業費（通所型）については、要支援者等を対象とする各サービス事業の執行見込みによりそれぞれ増額するものです。また、6目、一般介護予防事業費及び、14、15ページ下段から16、17ページ上段にかけての、2項、包括的支援事業・任意事業費では、職員人件費をそれぞれ増額するものです。4款、1項、4目、償還金4,994万7,000円の増額は、令和4年度介護給付費等に対する国庫支出金等精算返納金の補正です。次に、歳入については、8、9ページをごらんください。3款、1項、1目、介護給付費負担金及び、5款、1項、1目、介護給付費県費負担金については、介護給付費負担金の過年度分再確定に伴う追加交付です。3款、2項、5目、地域支援事業交付金（介護予防・生活支援サービス事業）から、4款、1項、2目、地域支援事業支援交付金及び、5款、3項、1目、地域支援事業交付金（介護予防・生活支援サービス事業）から、10、11ページ、7款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金については、事務費及び職員人件費の補正額に対し、それぞれ定められた負担割合に基づいて歳入を補正し、8款、1項、1目、繰越金5,361万円は、地域支援事業費や令和4年度国及び県支出金の

精算返納金等の財源を繰越金として増額するものです。以上で、合計歳入歳出それぞれ6,046万4,000円を追加するものです。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて、議案第149号、令和5年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 続いて、議案第149号、令和5年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。今回の補正は、職員人件費に関するものです。それでは、事項別明細書により、歳出から説明いたします。補正予算書の10、11ページをごらんください。1款、1項、1目、包括的支援事業費201万3,000円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費に係るものです。次に、歳入については、8、9ページをごらんください。4款、1項、1目、一般会計繰入金は、歳出の包括的支援事業費の減額に伴い、201万3,000円を減額するものです。議案第149号の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて、議案第150号、令和5年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 下水道課が所管する、議案第150号、令和5年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。それでは、補正予算書の10、11ページをお開きください。まず、歳出について御説明いたします。1款、1項、1目、一般管理費職員人件費は、職員人件費の整理により20万7,000円を増額するものです。一般管理事業、12節、委託料は、使用料統合徴収業務委託料について、広島県水道企業団の検針単価見直しにより26万5,000円を増額するものです。これらの補正により、1款、1項、総務管理費の補正額は、総額で47万2,000円を増額補正を行うものです。2款、1項、1目、農業集落排水事業職員人件費は、職員人件費の整理により12万2,000円の減額をするものです。2目、施設管理費施設管理事業、10節、需用費は、山内処理区、七塚下1号中継ポンプ、No.1ポンプ取り替え修繕により160万4,000円を増額するもので、これらの補正により、2款、1項、農業集落排水事業の補正額は、総額で148万2,000円を増額補正を行うものです。続いて、歳入は、8、9ページをお開きください。歳出の財源不足を補うため、5款、1項、1目、一般会計繰入金、6款、1項、1目、繰越金をそれぞれ増額し、歳入全体では195万4,000円を増額するものです。議案第150号の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて、議案第151号、令和5年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 続いて、議案第151号、令和5年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算第

1号について御説明いたします。それでは、補正予算書の10、11ページをごらんください。まず、歳出について御説明いたします。1款、1項、1目、一般管理費職員人件費は、職員人件費の整理により48万6,000円を減額するものです。一般管理事業、12節、委託料は、使用料統合徴収業務委託料について、広島県水道企業団の検針単価見直しにより23万7,000円を増額するものです。これらの補正により、1款、1項、一般管理費の補正額は、総額で24万9,000円の減額補正を行うものです。続いて、歳入は、8、9ページをごらんください。歳入の財源調整により、6款、1項、1目、一般会計繰入金81万5,000円を減額し、7款、1項、1目、繰越金56万6,000円を増額計上するものです。議案第151号の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認めます。続いて、議案第152号、令和5年度庄原市下水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長　　続いて、議案第152号、令和5年度庄原市下水道事業会計補正予算第2号について御説明いたします。このたびの補正予算の主な内容は、収益的収支について、下水道事業費用の営業費用において、総領処理区のマンホールポンプ場の漏電遮断機等取り替え修繕費の増額、職員人件費の整理、広島県水道企業団へ委託している使用料統合徴収業務委託料の増額、営業外費用において、企業債利息の執行見込みによる増額が主な内容です。下水道事業収益については、財源不足を調整するために補助金を増額計上するものです。資本的収支については、建設改良費において、職員人件費の整理が主な内容です。それでは、補正予算書の11ページをごらんください。まず、収益的支出について御説明いたします。営業費用、管渠費、修繕費49万5,000円について、マンホールポンプ場機器修繕費は、総領処理区において、設置から20年以上経過しているマンホールポンプ場制御盤内の制御機器の劣化が進み、漏電等の誤検知が発生しポンプが正常に運転できないため、漏電遮断機等の取り替えを行うものです。処理場費及び総係費において職員人件費の整理を行い、補正額は各節の金額欄に記載のとおりです。総係費、委託料90万4,000円について御説明いたします。説明欄、使用料統合徴収業務委託料について、広島県水道企業団の検針単価見直しによる増額を行うものです。営業外費用、支払利息、企業債利息46万5,000円は、執行見込みによる増額を行うものです。これらの補正により、収益的収支、支出の下水道事業費用の補正額は、総額で194万8,000円の増額を行うものです。今回の12月補正の財源調整として、収益的収支、収入の営業外収益、他会計補助金、一般会計補助金46万5,000円を増額計上しています。続いて、資本的収入及び支出は、12ページをお開きください。まず、支出です。建設改良費、管路建設改良費及び処理場建設費において、職員人件費の整理を行い、その補正額は、各節の金額欄に記載のとおりで、これらの補正により、資本的支出は、総額で24万7,000円の減額補正を行うものです。今回の12月補正により財源調整として、資本的収入の負担金、一般会計負担金123万6,000円を増額計上しています。議案第152号の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　なしと認めます。執行者は御退席ください。委員会はそのまま継続いたしますので
よろしくお願ひいたします。それでは採決を行います。まず、議案第 144 号を採決いたします。お諮
りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 144 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。次に、議案第 145 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押
してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 名、賛成 18 名。
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 145 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。次に、議案第 146 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押
してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 146 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。次に、議案第 147 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押
してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 147 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。次に、議案第 148 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押
してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 148 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。次に、議案第 149 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押
してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 149 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。次に、議案第 150 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押
してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。
以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 150 号は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。次に、議案第 151 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押
してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 151 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 152 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について、投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告いたします。投票総数 18 人、賛成 18 人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第 152 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任ください。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。

午後 0 時 10 分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長